

7月1日施行 市川市暴力団排除条例

意識をひとつに 社会全体で暴力団を排除

暴力団を社会から排除する機運は全国的に高まり、県では平成23年9月1日に「千葉県暴力団排除条例」が施行されました。

市でも、地域社会から暴力団を排除するため、7月1日から市川市暴力団排除条例が施行されます。条例に定められた暴力団排除の基本理念を市民・事業者行政など社会全体で共有し、それぞれの責務を担うことが、安全で安心して暮らせる社会の実現につながります。

市は条例に基づき、関係機関と連携を図りながら、市民・事業者などへの情報提供・指導・助言などとともに、公共工事やその他の事務や事業から暴力団を積極的に排除します。

暴力団排除の基本理念



暴力団に係るトラブルの相談先

- 千葉県警察本部(捜査第四課) ☎043-201-0110
- 市川警察署(刑事第二課) ☎047-370-0110
- 行徳警察署(刑事課) ☎047-397-0110
- 千葉県暴力団追放県民会議 ☎043-254-8930
- 千葉県弁護士会(相談料有料) ☎043-227-8431
- 市役所 防犯課 ☎047-334-1129

◆移動暴力相談所「暴力団に関する相談」

日 時：6月20日(水)午前10時～午後4時
 場 所：東葛飾地域振興事務所(松戸市小根本7)
 問い合わせ：千葉県暴力団追放県民会議 事務局
ツイニコヨーヤクザゼロ
 電 話 043-254-8930
オーヤクザゴヨー
 フリーダイヤル 0120-089354

利益供与の禁止

暴力団の活動資金を潤すこととなるため、金品、その他の財産上の利益を提供することは禁止されています。

利益供与の二例

- ・ 襲名披露のパーティ等、暴力団の会合のために会場を提供すること
- ・ 暴力団員が関わっている企業に利益を与えるような取引をすること
- ・ 暴力団事務所であることを認識した上で、暴力団事務所の各種工事を請負うこと
- ・ 各種トラブル解消のために、暴力団を利用し金銭を支払うこと

3つのポイントをおさえ適切に対応



野瀬室長

市の行政対象暴力担当室の野瀬克明室長に暴力団に対応する際のポイントを伺いました。

野瀬さんは千葉県警から出向されたとのことですが、出向前はどのような勤務でしたか

担当室長になって9ヶ月経ちましたが、その前は松戸警察署で、殺人や強盗などを扱う刑事第二課の課長をしていました。

市でどんな仕事を担当していますか

職員個人や組織への不正な要求に関する相談を受けながら、刑事の目を光らせています。暴力団員や元暴力団員などによる、生活保護などの不正受給の防止にも対応しています。

暴力団員などに対応しなければならぬとき、市民はとも怖く、尻込みしてしまうと思うのですが、対応のポイントは

ポイントは3つです。一つ目は、強い気持ちを持つことです。暴力団員などは相手の弱みに付け込んできますので、弱みを見せない強い気持ちが必要です。二つ目は、冷静に対応することです。相手は挑発などで揚げ足を取って攻撃しますから、落ち着いて対応する必要があります。相手の要求内容を早く見極めるためにも冷静さが大切です。最後は、警察への素早い相談です。暴力団員などは身分を隠して近づいてきます。暴力団員とわかったら、その時点で素早く警察に相談してください。適切な対応が問題の早期解決につながります。